

※経過措置期間：以下に掲げる業務については、平成 27 年 2 月 12 日より 3 年間を経過するまでの間は実務の経験とみなされます。

(旧受験要件 平成 29 年度の試験実施まで適用)

1. 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

(1)	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 49 条第 1 項、第 58 条第 3 項及び第 6 項に規定する児童指導員及び児童発達支援管理責任者
(2)	身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325001 号) 第 1 に規定する身体障害者福祉司及びケース・ワーカー
(3)	障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号) 第 11 条第 1 項第 2 号イ(2)、第 3 号イ(1)及びロ、第 4 号イ(1)及びハ、第 5 号イ(1)及びロ(1)並びに第 6 号イ(1)に規定する生活支援員及び同項第 2 号イ(3)、第 3 号イ(2)、第 4 号イ(2)、第 5 号イ(3)及びロ(2)並びに第 6 号イ(2)に規定するサービス管理責任者
(4)	福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 176 号) 第 10 条に規定する管理人
(5)	身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 21 号) 第 19 条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
(6)	救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 18 号) 第 11 条第 1 項第 3 号及び第 19 条第 1 項第 3 号に規定する生活指導員
(7)	福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 15 号第 1 項第 1 号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号) 第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号) 第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する現業を行う所員(現業員)
(8)	知的障害者更生相談所にあっては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325002 号) 第 1 に規定するケース・ワーカー

(9)	<p>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）第 12 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 1 号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 12 条第 1 項第 3 号及び第 56 条第 1 項第 3 号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する生活相談員、同省令附則第 6 条第 1 項第 2 号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同省令附則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和 52 年 8 月 1 日付け社老第 48 号）別紙 1（老人福祉センター設置運営要綱）第 2 に規定する相談・指導を行う職員及び第 3 に規定する相談・指導を行う職員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員</p>
(10)	<p>老人短期入所施設、老人デイサービスセンターにあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 93 条第 1 項第 1 号及び第 121 条第 1 項第 2 号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 42 条第 1 項第 1 号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 97 条第 1 項第 1 号及び第 129 条第 1 項第 2 号並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する生活相談員</p>
(11)	<p>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあつては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成 20 年 3 月 31 日付け厚生労働省発社援第 0331011 号厚生労働事務次官通知）に基づき配置された指導員</p>
(12)	<p>老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホームにおいて相談援助業務を行っている生活相談員</p>
(13)	<p>「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和 62 年 6 月 18 日付け健政発第 330 号、健医発第 733 号、社老第 80 号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センターにおいて相談援助業務を行っている相談員</p>
(14)	<p>「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号）別紙（隣保館設置運営要綱）に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員及び「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付け社援発第 0829001 号）別紙（広域隣保活動事業実施要領）に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員</p>

(15)	<p>市（特別区を含む。）区町村社会福祉協議会において相談援助業務を行っている職員</p> <p>以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。</p> <p>ア.「福祉活動専門員」（「社会福祉協議会活動の強化について」（平成 11 年 4 月 8 日付け社援第 984 号厚生省社会・援護局長通知））</p>
(16)	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する施設において相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバイザー</p>
(17)	<p>「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和 60 年 5 月 21 日付け厚生省発児第 104 号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場において相談援助業務を行っている指導員</p>
(18)	<p>労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項第 2 号に基づき設置された労災特別介護施設において相談援助業務を行っている主任指導員</p>
(19)	<p>「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成 15 年 11 月 10 日付け障発第 1110001 号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っていた施設における児童指導員</p>
(20)	<p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児（児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう）を通わせる児童発達支援事業所にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 63 条 7 項に規定する職員（同条第 1 項に規定する児童指導員に限る。）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 5 条第 3 項第 3 号に規定する児童指導員</p>
(21)	<p>視聴覚障害者情報提供施設にあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）第 38 条に規定する点字図書館及び第 40 条に規定する聴覚障害者情報提供施設において身体障害者に関する相談に応ずる職員</p>
(22)	<p>障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 39 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 2 号及び第 2 項、第 59 条第 1 項第 2 号及び第 3 項、第 64 条第 1 項第 2 号、第 65 条第 1 項第 2 号並びに第 75 条第 1 項第 2 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員並びに第 39 条第 1 項第 4 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 59 条第 1 項第 4 号、第 64 条第 1 項第 4 号、第 65 条第 1 項第 3 号及び第 75 条第 1 項第 3 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者</p>

(23)	<p>地域活動支援センターにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）第 9 条第 1 項第 2 号に規定する指導員</p>
(24)	<p>「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号）別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 11 に基づく「任意事業」の「日中一時支援」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添 1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添 3「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員</p>
(25)	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条（第 40 条において準用する場合を含む。）に規定する指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者</p>
(26)	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条に規定する相談支援専門員</p>
(27)	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する相談支援専門員</p>
(28)	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 15 項に基づく共同生活援助を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員</p>
(29)	<p>老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設における生活相談員</p>
(30)	<p>「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成 12 年 9 月 27 日付け老発第 655 号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウスにおける生活援助員</p>
(31)	<p>「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員</p>
(32)	<p>「地域福祉センターの設置運営について」（平成 6 年 6 月 23 日付け社援地第 74 号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターにおいて相談援助業務を行っている職員</p>

(33)	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事している者
(34)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 48 条に規定する精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設における精神保健福祉相談員
(35)	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」（平成 4 年 4 月 22 日付け老企第 137 号）別紙（介護実習・普及センター運営要綱）に基づく介護実習・普及センターにおいて相談援助業務を行っている職員
(36)	児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 58 条第 3 項及び第 6 項に規定する児童指導員
(37)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス総合相談推進事業において相談援助業務を行っている相談員
(38)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センターにおいて相談援助業務を行っている生活相談指導員
(39)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 13（安心生活基盤構築事業実施要領）に規定する専門員
(40)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 15（ひきこもり対策推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センターにおいて相談援助業務に従事している者
(41)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 16（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センターにおいて相談援助業務に従事している者
(42)	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に基づく地域包括支援センターにあっては、介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者
(43)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 4 に規定する退院後生活環境相談員

2. 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

(1)	町村（福祉事務所設置町村を除く。）の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者
(2)	保健所において公共医療事業に従事する者

3. 次に掲げる相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した者、又は、当該国家資格等を取得した者及び前記1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上従事した者

(1)	医療機関において医療社会事業に従事する者（患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者）
(2)	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者において、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者
(3)	(2)のサービスに相当するサービス（福祉用具を販売するサービスを含む。）に係る業務を行っている事業者（社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等）であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるものにおいて、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者

「介護職員初任者研修課程に相当する研修」については、次に掲げる研修を修了した者をいう。

ア 省令第22条の23の介護職員初任者研修課程修了者であること。

イ 次の(ア)及び(イ)の研修カリキュラムを含む研修を修了した者

(ア) 保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含むこと。

なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限り、こと。

また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。

(イ) 研修内容は、相談援助業務に関する講習が10時間以上含まれていること。